

令和6年度東京都税制調査会第5回小委員会

令和6年10月10日（木） 9：30～11：11
都庁第一本庁舎16階 特別会議室 S 6

【柳澤税制調査課長】 皆様、おはようございます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております「報告の案文」を参照いただきながら御意見をいただければと存じます。

なお、関口委員、高端委員、土居委員、沼尾委員、宮本委員は、所用のため、本日は欠席されております。それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 本日は、令和6年度東京都税制調査会報告の案文について御検討いただきます。

先日の第4回小委員会でいただきました御意見を踏まえて、池上会長とともに報告の案文を修正しました。本日は、修正箇所を中心に御検討いただきます。

まず、事務局から、前回小委員会から修正した箇所について説明をお願いします。

【柳澤税制調査課長】 前回の第4回小委員会では、素案に対する多くの御意見ありがとうございました。会長、副会長と調整いたしまして、修文を行っております。

それでは、ページ順に、黄色でマーキングしております修正した箇所を簡潔に御説明させていただければと思います。

まず、2ページを御覧いただければと思います。こちらは、社会保障は全地域型でなければならないなどの御意見を踏まえまして、ポツの二つ目、「そのために」の後に「国及び全ての地方自治体が」という記述を追記しました。

続いて、少子化の議論と一極集中の議論は次元の違う議論との御意見を踏まえまして、ポツの三つ目の最後に「少子化・人口減少と一極集中とは別の話である。」という記述を追加しております。

また、ポツの三つ目の「なお」書きからポツの五つ目までは、このページの冒頭にありましたが、位置を変更するとともに、分かりやすくするため、文言の整理を行いました。これに併せまして、1ページの要約の位置も変更しております。

2ページ、最後のポツの冒頭も、先ほど御説明したポツの三つ目からポツの五つ目までを移動した関係で、つながりを持たせた表現に修正しました。

続きまして、4ページになります。こちらは、今年の地方自治法にも触れるべきとの御意見がございましたので、新たなポツを設定いたしまして、「最近の地方自治法改正では、国の地方に対する『指示』を拡大する特例なども見られるが、」を、元々ありました「今、必要なのは、」の前に追記しました。

次に、11ページになります。下から二行目になりますが、既にGX推進法で決められたことなので、その事実と整合的になるようにとの御意見を踏まえまして、「化石燃料賦課金の導入決定等」と記述を修正しました。

次に、23ページになります。タイトルを「現年課税化の意義」としておりましたが、こちらの後半の内容は意義の内容ではないとの御意見を踏まえまして、タイトルの「意義」の後に「と課題」を追記しました。

次に、24ページになります。要約のポツの4つ目、一行目の最後のところですが、税務情報の活用方法や収集方法に関する御意見がございましたことを総合的に勘案しまして、「税務情報を活用」を「所得情報を活用」に修正しました。ここの本文や、85ページにも同様の記載がありますので、併せて修正を行っております。

次に、27ページになります。ポツの一つ目の二行目、「方式案③が有効である。」の後に、年末調整の廃止による国民のメリットを記述すべきとの御意見を踏まえまして、「また、納税者にとって、」から「プライバシーの保護に資する。」までを追記しました。

同じく27ページのポツの三つ目の最後、納税者の理解を求めること以外にも、納税者の立場に立った記述を求めることの御意見を踏まえまして、「丁寧に納税者の理解を求めるとともに、必要な配慮が求められる。」と記述を修正しました。

次に、38ページになります。一行目の「そのため」の後に「IT化の進展等」などを補足しまして、分かりやすい記述に修正しました。

次に、43ページになります。道路環境整備やまちづくりの観点もとの御意見を踏まえまして、ポツの一つ目の二行目、「充電設備の充実、」の後に「歩行者の安全を優先したまちづくり」を追記しました。

次に、46ページになります。イメージ図の左側ですが、以前は「自動車に係る普及目標」としておりましたが、「新車販売における構成比目標」と、誤解のない記載に修正しました。

次に、48ページになります。記載の内容は変えておりませんが、より環境性能に優れたハイブリッドの選択を推進することが重要という点に力点を置く形に記述の配置を変更しております。

次に、54ページになります。記載の内容を明確にするため、ポツの一つ目の三行目、「ZEH水準等」の前に、「全ての新築住宅を対象とするのではなく、」を追記しました。

次に、63ページになります。地方拠点強化税制の問題点等をより明確にする趣旨から、一つ目のポツとして、「企業の本社機能」から「成長につながるものではない。」までを追記したほか、最後のポツの二行目に、「地域の実情に応じた効果的な施策の推進が重要であり、」を追記しました。

次に、66ページになります。要約の三つ目のポツですが、その下の二つのポツの内容について両論併記的な書きぶりが望ましいとの御意見を踏まえまして、一つ目のポツの二行目の「賦課ベースを広げる」の後に記載されていた「ことも考えられる。」と、三行目の「つながる」の後に記載されていた「と考えられる。」を削除しました。

また、同じ要約のところですが、本文に合わせ、分かりやすくするため、「所得税、相続税等、」を追記しました。

次に、68ページになります。こちらは、御意見を踏まえまして、下から二つ目のポツ、「金融所得・副業収入」から「との意見があった。」までを追記しました。

次に、73ページになります。記載を分かりやすくするため、ポツの一つ目の二行目に、「個別の税目について」を追記しました。

最後、86ページになります。③について、タイトルを「課税自主権への配慮」としておりましたが、システムの標準化等がシステムの設計によって集権化効果を持つおそれがあり、留意すべきとの御意見を踏まえまして、「地方自治への配慮」に変更しまして、それに併せ、ポツの一つ目の本文も一部記載を修正しました。

長くなりましたが、事務局からは以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

前回の御議論を受けて検討を行いまして、元の案のまま残っている部分もごさいますが、できる限り御意見を反映したつもりです。

それでは、御意見のある委員は御発声をお願いいたします。オンラインで御出席の方は、挙手ないし手挙げ機能によりお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

範囲は全体で、分割しません。

では、佐藤委員、どうぞお願いいたします。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございました。今回は欠席となり、申し訳ありませんでした。

報告書を拜見して幾つか気がついたところですが、15ページの「税制改正の方向性」で、タイトルに「(1) 金融所得課税・代替ミニマム税」と出てきているのですが、本文中に代替ミニマム税という説明はなかったように思います。社会保険料の賦課であるとか、例の22.5%以下にならないようにする措置であるとか、そのような話ということは分かるのですが、本文中に出てきていないので、これを削除するか、あるいは代替ミニマム税が本文中のどこを指しているのかを明記された方がいいというのが一つです。

内容に関わりますが、最近、総理も金融所得課税の強化と言って株価が下落してしまいました。一方では、政府税制調査会としても金融所得課税の強化をうたい、他方で、NISAとかiDeCoのような非課税貯蓄枠、非課税投資枠を拡充すること、あるいはその普及を図ることによって、勤労世代の資産形成に対しては配慮することとは明確に打ち出しているところでもあります。一方的に増税だけ打ち出すと逆に不安をあおることになるので、我々としては、一方では若い人の資産形成、勤労世代の資産形成を支援するような非課税貯蓄枠の普及促進を図っていくということもどこかで触れておいた方がメリハリがつく気がしました。

あと、総論に関わるのですが、税制のグリーン化は非常に大事な話だと思うのですが、出てくる話は税収をどうするのという話、税制調査会なのであまり税収の話をしませんが、他方では、社会保障の財源とか、車体課税のところでは税収の使途について言及があったので、例えば税収についてはGX化の推進に充てるでもいいし、お金の色はないのでいわゆる「二重の配当」と考えれば、他の税の軽減を図るとか、財政赤字の解消を図るとか、税収の使途については幾つか例示があってもいい、取りっ放しになってしまうのも何なので、何かあっていいと思いました。

これは議論が分かれるところなのですが、最近、ヨーロッパでは国境調整措置を入れているのではないですか。今回、都税調で環境税といったときに、具体的な環境税と言われれば当然ガソリン税や車体課税なので、国境調整措置はあまり関係ないのですが、炭素税とか、日本で言えば温対税みたいなことを考えると、国境調整措置も視野に入ってくると思うので、環境税を入れると、国内企業の国際競争力云々といった話が出てきてしまいます。あと、カーボンリーケージとか、そのような議論が出てきますので、国境調整措置もヨーロッパでは取り入れられていることは言及してもいいかと思いました。

走行課税についてですが、課題として、地方圏の人たちは車が生活の足なので、そこでの負担が過大になるのではないかという話がありましたが、賦課金は地域によって、場合によっては時間帯によっても差別化することは可能で、最近の言葉を使うとダイナミックプライシング的なアプローチはあり得ると思うので、この辺りはIT技術、デジタル技術の進歩に合わせて精緻化を図っていくことができるのではないかと。もともと走行距離課税はGPSを含めてデジタル技術の活用が前提になっていますので、最新の技術を踏まえた上での対応があってしかるべきと。具体的には、今申し上げたダイナミックプライシングのような考え方についても、これは長期的な視点での提言になっていると思うので、議論されていい気がしました。

最後に、前も申し上げたかもしれないのですが、税務のDX化、守秘義務の話について、自治体によって実は対応が違うのではないかと、ローカルルールの話があるのではないですかということです。東京都は結構厳しく見ているような気がするのですが、そうであるとすれば、守秘義務の範囲についてローカルルールを排除して、国として共通のガイドラインを示してほしいとか、何かそういった要望が出てもいいのかなと思いました。

全体にまたがるコメントになってしまいましたが、適宜取り入れていただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。大変的確かつ重要な御指摘をいただいたと思います。

これからの進め方ですが、修正に当たっては池上会長を中心に相談をして対応したこともありますので、今日は一問一答形式で行ければと思います。まず池上会長に、御意見を受けてどのような対応が可能か、その点につ

いてコメントをいただきまして、もし事務局から補足説明等がございましたら、事務局からも御発言をいただければと思います。

池上会長、よろしいでしょうか。まず、佐藤委員から五点御指摘がございました。代替ミニマム税、GXに関しての税収の使途、国境調整措置への言及、走行課税とダイナミックプライシングの可能性、税務のDX化と守秘義務及び共通ルール化という点について御指摘をいただきました。何かコメント、リプライ等がございましたら、会長よりお願いします。

【池上会長】 佐藤委員、ありがとうございます。

最初の金融所得課税、代替ミニマム税は、確かに代替ミニマム税はタイトルだけあって、本文にそのような言葉が入っていないところがあるので、ここは言葉を入れるのか、タイトルそのものから代替ミニマム税を削除するか、どちらかということです。内容に関わるというか、タイトルの話なので、「代替ミニマム税」をタイトルから削っても支障はないので、そのような形にさせていただければと思います。

その点に関連して、今お話いただいたのは、金融所得課税を強化するのは、それはそのとおりだが、いわゆる若年層というか現役世代の貯蓄形成に対する奨励についても触れるべきではなかろうかというコメントだと思います。どのような形で触れるのがいいか、検討させていただきます。

それから、税制のグリーン化をしたときの税収の使途ということで、もちろん環境税そのものは、化石燃料の排出抑制をメインに考えるのであれば、使途そのものは問わなくてもいいわけですが、ここは環境税に関わる問題です。特に諸富小委員長に深く常日頃、御検討いただいているところですので、そこは相談させていただきたいと思います。

国境調整措置についても同様でありまして、ヨーロッパの措置に言及しておくほうがいいということであれば、どこに入れられるかを考えさせていただきます。

走行距離課税に関連して最新技術を活用するというところをどう付け加えたらいいかということは、御趣旨は分かりましたので、考えさせていただきます。

それから、守秘義務に関しては、確かに自治体ごとに違っている部分があるのかと思います。ここは事務局、つまり、東京都の対応も考えなければいけないところがあるので、事務局と相談させていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

もし事務局からも補足説明がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 金融所得課税のところの補足でございます。

「代替ミニマム税」という表現は採用しておりませんが、内容的なものは19ページから20ページの「追加的課税の検討」というところでございます。ただ、「代替ミニマム税」という言葉は使っておりませんので、タイトルにつきましては検討させていただきたいと考えております。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様からも御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

金井委員、よろしく申し上げます。

【金井委員】 内容にわたることではないのですが、小委員長に御相談なのですが、一応これは小委員会なので、意見に対するリプライは小委員長がやられた方がいいのではないかというのが個人的な印象なのです。小委員長がリプライするか、あるいは事務局に振るかです。会長は最後にどんとコメントされる方がいいのではないかと何となく直感的に思ったのですが、運営方法としてどうでしょうか。むしろ、諸富小委員長の差配というか、処理をまず示していただいた方が締まるのではないかなという気はするのです。そのような個人的な印象を持

ったというところで、内容にわたるというよりは議事運営についての感覚です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうですね。ただ、修正そのものはむしろ会長を中心に検討したということでございます。確かに、この場は小委員会ではあるのですが、そこのところは私と会長の間では全然、齟齬がないですし、打合せをしておりますので、私は純粋に司会に徹して、ここは会長に検討した修正の内容を踏まえてどう対応できるかお答えいただきたいほうがいいかなと思います。

しかし、金井委員の御趣旨もよく分かりますので、どのような形でやりましょうか。引き続き、池上会長にコメントを求めたいと思いますが、私からコメントすべき点があれば適宜リプライしていくという形にしたいと思います。一方で、取りまとめ案も会長と一体でやっていますので、会長の御意見もいただいきたいと思えます。そのような形でよろしいでしょうか。

では、ほかに御意見がもしございましたら、お願いできますでしょうか。

鴨田委員、お願いします。

【鴨田委員】 前回、私が発言したところなのですが、67ページの四ボツ目の真ん中ぐらいで、「給与所得者の社会保障料は報酬に比例して決まる仕組みであり給与所得控除が適用されない」という文言ですが、社会保険料の標準報酬を算定する場合に、年金事務所等に算定基礎届を提出するときに、給与所得控除を適用するということは実務上難しいと思われまして。というのは、賞与の支給とか、昇給の際の月額変更届とか、作成するときに難しいということと、それから、社会保険料を算定することと税務の概念を一緒にするというのは違和感があるのではないかと思います。ここの文言は削除していただいた方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この点はどうでしょう。会長からコメントがあれば御発言いただき、これは主として事務局かと思ったのですが、いかがでしょうか。

まず、池上会長、御発言はございますか。

【池上会長】 この点は確かに前回も鴨田委員から御発言いただきまして、そのときは、ここに書いてあること自体は間違っているわけではないので、そのまま残しておいたのですが、鴨田委員の御趣旨は、いろいろな改革をやっていくためには、ここが問題だからここを変えようというところを指摘すればいいのではないかと御趣旨かと思えます。この点は、改革が非常に難しいところなので、あえて触れなくてもいいのではないかと御趣旨かと思えますので、その点を踏まえて、諸富小委員長、事務局とも御相談させていただきます。

【諸富小委員長】 事務局から補足説明はございますでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 事務局でございます。

この点につきましては、先ほど会長がお話になったとおり、検討させていただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 鴨田委員、そういったことで一旦引き取らせていただきます。御趣旨はこちらとして理解をしておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

引き続き、委員の皆様から御意見を受けたと思います。いかがでしょうか。

野口委員、どうぞ。

【野口委員】 本日も参加をさせていただいてありがとうございます。

先ほど佐藤委員からコメントのあった守秘義務に関するところは、会長が引き取られたという状況になっているかと思いますが、今日改めて委員の皆様方の議論を通して見直してみると、今日の資料の86ページの話は、情報の目的外利用ができるかできないかの話と守秘義務の話が整理し切れていないのではないかと気がし

ています。

地方税法の規定も、公務員法の守秘義務も、漏らしてはならないのは職務上知り得た秘密であって、個人情報と書いてあるわけではないので、秘密に当たると守秘義務がかかるのですが、個人情報の場合にはむしろ集めた収集目的以外の目的で使っていかとか提供していかという話になるので、そこは少し整理をして、税務情報といっても秘密に当たるものから個人情報で取扱いが機微なものがあるというところは整理をしておいた方がよいというのが一点です。

もう一点は、非常に形式的な話で恐縮なのですが、このところに出てくる「比較考量」という言葉は「考」という字になっているのですが、私が知っている法律学では「衡」という字を書くほうが通常ではないかと思うので、もし「考」にこだわりのないのであれば、どちらの「コウリョウ」の「コウ」がいいのかということはいま一度御検討いただくといいのかと思いました。後半は大変形式的な話で、申し訳ございません。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。確かにそうですね。バランスを取るみたいな、衡平という意味で「衡」ですよね。それを見ることが多いですね。

特に一点目の野口委員の御指摘について、まず会長に御発言いただいた後、事務局に振りたいと思います。会長、いかがでしょうか。

【池上会長】 野口委員、大変ありがとうございます。

個人情報と守るべき秘密の区別といいますか、そこをはっきりさせた上で記述を整理すべきだという御趣旨だと思います。そう理解しましたので、そこは文章を見直させていただいて、諸富小委員長、事務局とも協議して適切に修正します。ありがとうございます。

【野口委員】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【諸富小委員長】 事務局からもぜひこの点、何か補足いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 事務局です。

この守秘義務の件につきましては、昨年度、御議論をいただき、報告でまとめさせていただいた内容となっておりますが、今の御指摘を踏まえ、また先ほどの会長の御意見も踏まえて、一旦引き取らせていただきたいと思います。

また、先ほどの「比較考量」の件につきましては表記を見直したいと思います。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。一旦御発言された委員の場合でも、追加が出てくれば御自由に御発言ください。いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

あまり重要な点ではないかもしれないのですが、今回の報告のどこが売りかというのは明確にした方がよくて、特に今回新しいのは、私が理解する限りだと、これまで現年課税化は言っていましたが、具体的な提案をしましたとか、金融所得課税の強化は社会保険料を賦課する形でやったらどうか、これは一部言われているのですが、そういったところは言いましたとか、DXのところもかなり踏み込んだ議論をされていると思うので、要約のところでもいいし、冒頭のところでもいいのですが、地方法人課税とか幾つかはこれまでの記載の更新ではないですか。社会保障の財源は新しいですかね。今回、特に重点的に議論したのはこういう分野でしたみたいなことはどこかで言及されてもいいのかと思います。

実際、会議日程を見ればそれも分かることだと思うので、こういう議論が特に重点的に議論されたということ

をどこかで紹介されると、多くの人はそこを見ますし、特にメディアとかもそのようなところを取り上げてくると思うので、そんなサマリーがあつていいのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。本当に建設的な御提案で、ありがとうございます。

よく英語のレポートで、冒頭にエグゼクティブサマリーがありますよね。そこだけしか読まないことは我々もよくあります。要はその見れば、佐藤委員がおっしゃったように、一番重要ポイント、理解していただきたいポイント、あるいはメッセージとして一番伝えたいポイントが要約的に書かれているということですね。

振り返ってみると、調査会報告でエグゼクティブサマリーをつくったことはないように思うのですが、その代わりになるのが「税制改革の視点」ということで、1から10ページまで読んでいただければ一応ポイントは分かるという立てつけにはなっているのですが、特にこれを推したいというよりも、バランスよく公平に紹介しているのがこの最初のところかなと。

佐藤委員がおっしゃった、もう少しエッジを効かせて、これをメッセージとしてテイクしてほしいというメッセージを出す工夫をするかどうかですね。メディアの方もここにポイントを置いて報道すればいいのだということを受け取っていただくことはできないかという御提案と受け取りましたが、同じく会長、事務局、皆さん、順番に御発言をいただければと思います。

まず、会長、お考えはどうでしょうか。

【池上会長】 佐藤委員、ありがとうございます。

実は、まだ書いていないのですが、報告には「はしがき」がつくことになっておりまして、そこで今回というか、この三年間の特徴について、特にここは力を入れて検討したということについて触れさせていただきます。

それから、これは事務局からお話があると思いますが、我々はこの報告をつくるのに全力を挙げておりまして、サマリーについては、我々つまり調査会委員がつくった公式のサマリーではなく、事務局がつくっているサマリーが別に附属文書のような形でマスコミ向けにつくられております。その二点で対応できるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局からも一言いただければと思います。いかがでしょう。

【柳澤税制調査課長】 今、会長がおっしゃったことの繰り返しですが、「はじめに」で、例年、会長のコメントをつけさせていただいておりますので、そこでこういったところの議論は触れさせていただいているところもございます。

あと、今後、調整させていただいて、この報告以外に概要もつけさせていただく予定がございますので、そこが要約的な部分になっているのかなと事務局としては認識しております。

以上です。

【諸富小委員長】 佐藤委員、よろしいでしょうか。

【佐藤委員】 はい、よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

御参加の委員でまた御発言いただけていない委員、工藤委員、松原委員、阿部委員、小林委員、いかがでしょうか。

松原委員、どうぞ。

【松原委員】 皆様、おはようございます。

前回時差ほけもありまして手短な発言になってしまったのですが、最後のところで、税務のDX方でAIを活用

用するという文面がちらりとあったような気がします。私は先週ヨーロッパに行っていたのですが、AIに関しては、そのときにも議論になりました。佐藤委員がヨーロッパの状況についてもレファラーをされる方がよいというお話があったので、釈迦に説法だと思うのですが、AIに関してEUは規制の方向で、生成AI、特にジェネレーティブAI、今ノーベル賞がいっぱい出ていて急に注目を浴びているのですが、そのような方向に行っているという印象を受けております。

これは税の問題というよりは、日本の場合は公正取引委員会とか競争法の分野に関わってくると思うのですが、個人的に聞いている限りでは、税の中でAIチャットボットを使ったりするときに、例えば国税が使ったときに間違った答えを機械が出してしまったときに誰が責任を取るのかという議論が内々で巻き起こっていますので、統計等に使うのは別に悪くないと思うのですが、その辺の表現ぶりは少し気をつけてお書きになった方がよいのではないかと個人的にはいたしております。

別にそれがいけないと言っているわけではないのですが、誤謬が出てくる可能性があることは念頭に置いた書きぶりの方がよりニュートラルである気はしております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大変重要な御指摘ですね。私もそう思います。

書きぶりとしては、ここを読んでいると、「AIを活用したデータ分析を調査対象の抽出に役立てる等」となっているので、最終の答えなり判断をAIにさせるということではなくて、その前段階といいますか、分析していく上でのソートをするときに役立てるということで、最後は人間判断がちゃんと来るようには読めるのですが、松原委員が御指摘になったように、「誤謬」と表現されましたが、それ以外にも様々な課題がAIは指摘されているので、そこに留意しているということが分かるように書いた方がよいという気がしました。

会長、事務局、それぞれ御発言をいただければと思います。

【池上会長】 今、諸富小委員長も言われたとおりですので、その方向で考えたいと思います。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局から補足でございますか。

【齋藤税制調査担当課長】 事務局です。

先ほど会長がお話しされたとおり、対応させていただきたいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、工藤委員、よろしく申し上げます。

【工藤委員】 今の点ですが、「AI」という言葉は今回三か所で使われているかと思います。最初に出てくるのが72ページだと思いますが、72ページは税務行政の効率化・高度化のために分析に活用するというので、まさにツールなので、ここは全く問題ないと考えます。

次に出てくる75ページも、評価事務の効率化で活用するという事なので、評価の中でも恐らくここで想定されているのはデータの分析を効率的に、例えばKPIに基づいて分析するというのも当然AIは処理能力が速いので、これも問題ないかと思います。

恐らく松原委員がおっしゃっていたのは、最後に出てくる78ページのAIチャットボットだと思うのです。ただ、ここで想定されているのは納税に関する相談なので、個別具体的な相談というよりは、ある程度定式化、定例化、定型化されたものなので、今おっしゃったような御懸念が生じるケースは極めて少ないというか、確かにチャットボットが間違えることがないわけではないのですが、そのところは分からないということになれば人とスタッフに継続させればよい話で、ここで言っているのは、どちらかというとワンストップの部分での比

較的簡単な、いわゆる仕分けの作業かなと思いますので、もし何か少し補足するとすれば三つ目に出てくるころではないかと思いました。

逆に、今回、デジタルとDXが違うということについてもきちんと言及していますので、そういった意味では、ここで言っているのは割とデジタル化というか、人間ではなくてデジタルで処理をする程度のAIのことが想定されていると読めますので、私はこのところはそんなに心配をしなくても大丈夫ではないかと思いました。

そういった意味では、もし補足説明ないしは少し丁寧にということであれば、78ページだけではないかと考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 AIの記載があるところを細かく見ていただきまして、ありがとうございます。

工藤委員のおっしゃるとおりですね。78ページが、松原委員が御指摘していただいたところが該当し得る場所だと思います。そうすると、ここに何かを付け加える。

懸念される事項は、AIチャットボットの相談が暴走して、聞いてきた人をあしき方向に誘導するみたいなことは起きないとは思いますが、留意するというところでしょね。ありがとうございます。

小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 基本的に大体納得しているところなのですが、一か所気になっているところがあるので、確認できればというのが34ページのふるさと納税のところです。「財政民主主義」という言葉が、要約と本文にあります。どちらでも「財政民主主義に反する」とありますよね。これはどういう意味かなと思っていたのですが、国の制度としては、もちろんいろいろと議論はあって、都税調としてもふるさと納税に対していろいろと主張しているわけですが、国会を通して決めているものではあるので、国の制度として財政民主主義に反するということはないかなと思っています。

一方で、地方の側から見ると、地方自治体が個人住民税の取り方や使い方について、取り方というか、原則、地方税法で決まっているわけですが、そこからの調整とか使い方というところについて、地方の住民あるいは議会で決められない部分があることについて財政民主主義に反するということだと、事前説明のときに伺って、それだったら「地方自治」だけで十分ではないかと思っていたのですが、あえてここに「財政民主主義」と掲げることにして、諸富小委員長や池上会長から御説明いただくと納得できる、あるいは、必要に応じてもう少し言葉を補足してもらったりした方がいいのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【諸富小委員長】 極めて的確な、重要な問題提起をありがとうございます。そのとおりだと思いながら伺っていました。

「地方自治及び財政民主主義に反する」と書いてあるので、御指摘のとおり「地方自治」という言葉を使っているのはいいですね。ただ、小林委員の御意見を伺うと、ここは「地方自治」だけ残して、「財政民主主義」を場合によってはカットして、「地方自治に反する」でも十分通るのではないかということで、あえて「財政民主主義」を出すのはなぜかということだと思いました。

確かに、ふるさと納税制度は国会でちゃんと通っておりますので、そのような意味では財政民主主義的手続を通して制度自体は導入されたということで、この段階を財政民主主義にもとると言っているわけではもちろんないわけで、そこは小林委員も御存じのとおりで、ここもそのような趣旨ではないということですね。

そうではなくて、自治体の運営あるいは地方議会を通じた財政のコントロールということで、そこに市民が負担をして受益を受けることとの対価で、予算を通じて住民が財政をコントロールしていくということからすると、払っているものが別の場所に振り分けられるが、住んでいる自治体のサービスは受けている、受益と負担がバランスしないという中で、本来は受益しているものに対して負担しているからこそ参加もあるというふうに一体で考えるという視点からすると、別の場所にお金を流して、適正な負担をせずに受益だけしているというこ

とで、テリトリーを考えると、それでも財政民主主義は成り立っているのだという議論もできないわけではないのですが、受益と負担が合致してこそ発言権も生まれるし、発言の機会も生まれるという趣旨で私はここを理解していたのです。もちろんそういったことも含めてオーケーなのだという制度にしてしまったわけですが、本来の理想の姿からするとかけ離れているのではないかという趣旨だと私は理解しています。それでいいのかどうか、会長からもコメントをいただければと思います。いかがでしょうか。

【池上会長】 諸富小委員長が今言われたとおりで、御質問された小林委員も、御自身で発言されていることの内容は、諸富小委員長の意見とほとんど同じだと思います。問題は、表現だと思うので、私は「財政民主主義」ということはここに残したいのですが、より分かりやすく言うのであれば、例えば、地方自治、特に地域レベルの財政民主主義ということですよ。そのような趣旨で書かれているので、そのような表現に直すことはできません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局からもし何か補足がございましたら、御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 事務局です。

委員の皆様方が御議論されている内容に特にコメントはなく、同じ印象で考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 他の委員からも、小林委員の問題提起にコメントがある方はいませんか。

金井委員、お願いいたします。

【金井委員】 皆さんの御指摘に基本的に付け加えるほどのことではないですが、財政民主主義は受益と負担の対応ということに加えて、いわば強制負担と受益の対応だと思うのですよね。代表なければ課税なしというか、無理やり取られるから発言権があってしかるべきだろうということですが、寄附は無理やり取られるものではないので、当然発言権はないし、受益もないと思うのですが、ふるさと納税の非常に問題は、寄附は見返りがある、要するに受益と負担の取引であってはならないのに、実質的に取引関係になっているということで、それはそもそも財政民主主義の外である。民主主義的な、あるいはガバメントではなくて、市場取引的なロジックが入っていること自体の方がむしろ大きい。そのような意味で言えば、公共部門をあたかも市場取引関係で扱っていること自体が財政民主主義に反すると言え、そういった趣旨なのではないかなと思います。

この箇所だけではなくて、企業版ふるさと納税はまた別の箇所に書いてあるのですが、ここでは自治体が決めた計画に対して国が認定するので、これは地方自治に対する侵害なのですが、少なくとも決めたものに対して寄附をして見返りがないというのであれば、財政民主主義は維持できているのですが、実態としては企業版ふるさと納税の方も企業への還流、実質的には取引になっているという意味では民主主義を掘り崩しているような側面があるのではないかなと思います。

地方自治は住民自治と同じ概念ではないかとか、国政レベルでの財政民主が成り立っているのではないかという意味で言われれば、おっしゃるとおり「財政民主主義に反する」というのを書く必要もない気もするのですが、それを超えた問題点があって「財政民主主義」と一言言っておきたいという印象になっているのではないかなと私なりに行間を読んでいるということでありまして、あってもいいのかな、あっても困るものではないというか、むしろあった方がいい。もう少し広がりのある意味ではないか。更に言えば、民主的行政を掘り崩していると言った方がより直裁なのではないかなという印象を持っております。

この箇所は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。深く共感をして聞いておりました。

小林委員、委員の皆様のお意見を一通り伺っていかがですか。

【小林委員】 ありがとうございます。

地方自治に加えて財政民主主義に反するということが掲げることには意義があるのだという御説明だったと思いますので、それ自体を否定するつもりはないのですが、今サマリーが映っていますね、このサマリーを見たときに、「地方自治及び財政民主主義に反する」と読んだときに、普通の人は、ここに地方自治に加えて財政民主主義に反するとまで書くのかと感ずるのではないかなと思うのです。そうすると、本文を読んだときに、なぜ地方自治だけではなくて財政民主主義に反するとまで言えるのかという説明があると、なるほどそういったことかと納得のいく構成になるのではないかなと思うので、その辺を御検討いただくといいのかなと思うのです。

今の説明で十分だということであれば、それでもいいのかもしれないですが、本文を見た感じだと、私は地方自治だけでいいのではないかなという気がしないでもないで、もう少し補足があるといいかなという印象です。よろしく願います。このままでいいということであれば、このままでも結構です。

【諸富小委員長】 そうですね。少し説明がないと、読まれてぎくっとする方が出てくるかもしれないですね。制度自体が財政民主主義に反して入ったわけではないだろうと、読後感として思う可能性があるということですよ。それはそうですよね。

会長、ここは文章表現を考えますか。どうでしょうか。

【池上会長】 本文について、補足するような書き方にします。サマリーもそれに連動して書き換えることもあると思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そうさせていただきます。小林委員の御指摘は十分分かりましたので、御指摘のとおりだと思います。ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

阿部委員、まだ御発言いただけていないのですが、ぜひ何か一言いただければ。

【阿部委員】 ありがとうございます。

全体を通じて、前回も出席いたしましたので、論点について理解できたところでございます。少し気になっているというか、もう少し補足していただければと思ったところといたしましては、簡素化についてです。70ページ以降に簡素化に関連して説明がありますが、特に明確に打ち出しているところが少し分かりにくかったような気がいたします。その点について、教えていただけるとありがたいと思っております。よろしく願います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ぱっと見たところ、サマリーのところに表示していただいている、73ページに書かれているところでいきますと、上から一つ目の阿部委員に御指摘いただいた個人事業税の見直しのところ、二つ目として、家屋評価の見直しのところで、「例えば、取得価格方式は、資力に応じた公平な負担を求めることができ、納税者にとって分かりやすく、課税庁の複雑で精緻な評価事務が簡素化」という文言がありますように、やはり固定資産税の評価と絡んでもう一つ簡素化の議論が残っているということですよ。

三つ目もあえて言うと、ここに書いていますように、租特といいますか、国税レベルになると思うのですが、「特定の政策目的に資する税負担の軽減措置等」を入れています。これについても、あまりこういったものが多く出てきますと税負担の公平感が損なわれることがありますので、こういった政策措置も時代に合わせて見直していかなければいけないのですが、同時に、整理精査して要らないもの、時代の要請に合わなくなったものを整理していくことで、ここでは「課税庁の事務軽減に効果」と書いてありますように、執行負担や制度の複雑性を整理して簡素化していくことも大事だと。それは税収の確保とか時代の変化への対応というだけではなくて、納税者の側から見ても税負担の公平性の向上にもつながるという趣旨で、ここで言いたいのはこの三点だと思うのですよね。それ以外にもいろいろあるかもしれませんが。そこは文章表現で分かりにくいですがね。例えば、トップに、ここで言う簡素化とはこれとこれとこれであるみたいに言った方が分かりやすいのですかね。阿部委

員の御意見を賜りたいところです。

【阿部委員】 簡素化の意味としましては、納税者の側面から制度を分かりやすくするという意味での簡素化と、税務行政の執行面に関する簡素化などがあると思います。個人事業税の業種区分の簡素化の論点についても少し教えていただければと思います。

それから、技術革新の簡素化という観点からワンストップ化するといった方法もあるかと思いますが、税務執行面において、どこを強く押し出しているかについて補足していただけると大変ありがたいと思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。今の御発言で趣旨は明確になりました。

会長から、阿部委員の御指摘について、対応を含めて御発言をいただければと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。

税制の簡素化については、73ページ以降に書いておりますが、確かに具体的には三つの事項について書かれております。ただ、はっきり書いているところと、いろいろな選択肢があるということを言いつつ、まだどれとも決めていないとか、どれがもっともいいと断言はしていない、あるいは見直しを進めるべきであると、それぞれ恐らくニュアンスが違っているところがありまして、それは議論の進み具合の違いによるものだと考えております。別に個人事業税のことだけに絞って議論しているわけではないので、これはこの書き方でいいのではないかなと私は考えております。

それから、税務行政の簡素化、DXの話が77ページ以降に出ておりますが、この話も全体として、これは一昨年度からずっと今期を通して行っている話で、そのまともになっているものです。その中で、どこかに絞って強調する形にはなっていないかもしれませんが、全体的なDXの進め方に対する方針は出ていると思いますので、むしろどこかに絞って強調する形にしない方がいいのではないかなと私はこの段階では考えております。

【阿部委員】 ありがとうございます。

【諸富小委員長】 事務局から補足はありますか。

【筒井税制調査担当部長】 今の簡素化の辺りのところは、今回、多くの委員からいろいろと御意見をいただいたところでして、事務局からは当初、効率化とか分かりやすい制度という辺りのことを前面に出してはいたのですが、簡素化の意味として、公平に資する、公平を確保していくために簡素化が必要なのだということが大事ですというお話をいただいております。そうした点で、個人事業税も限定列挙しているような複雑な仕組みではなくて、それを撤廃するという簡素な仕組みをつくることによって業種間の公平が図られるとか、家屋評価についても、複雑な積み上げ方式ではなくて、取得価額という形を取ることによって実勢価格に応じた公平が保たれるといったような、公平に近づいていく、公平のための簡素化という色も出しているところでございます。

以上です。

【諸富小委員長】 今の話はいい話ですね。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 今のお話をお聞きしておまして、やはりトレードオフという観点から、公平と簡素のどちらを優先するかということも非常に重要であると思います。必ずしも簡素が優先すればよいというわけではなく、公平性との比較衡量が重要であると思います。その意味で、バランスの取れた税制を提案するためには難しい課題があると思いました。それにつきましては、池上会長、諸富小委員長と事務局の皆様に一任したいと存じます。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

御発言いただいたのは筒井さんだと思いますが、公平に近づいていくためにも簡素化が必要というのがいい話だと思います。

もちろん、阿部委員がおっしゃったように、トレードオフになる局面もありますよね。公平を担保するために

はきちっと対応しなければいけなくて、結果、どうしても複雑にならざるを得ないケースはあると思うのですが、逆に、現状から見て、いろいろ複雑だが、公平性も欠けているというケースも多々あるところ、都税調として目指す方針としてはむしろ公平性を高めるためにも簡素化が必要ということを大事にしていることがもう少し表に出てもいいような気がしました。

この辺りは会長とも御相談させていただきながらやっていきたいと思います。阿部委員、御指摘ありがとうございます。

これで一通り御発言いただけただけなのですが、二巡目、三巡目で発言したいという方がいらっしゃいますか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 あまり本質的なことではないのですが、2ページ目の直していただいた点は、いろいろ工夫をされてこの位置に来たのではないかと思います。しかし、去年の報告のときに問題になったのですが、結婚第一主義が露骨に出ていて、そこまでこの調査会で踏み込む覚悟を持って言っているのかどうか分かりませんが、私はこれは書かない方がいいのではないかと。端的に言って、いろいろ議論はあるが、とにかく一極集中しているから人口減少しているというのは言いがかりであるのはいいとして、その後、いろいろなことを言うとやぶ蛇になるのではないかとこの感じがします。

要するに、「分母である女性人口に未婚者を含む」ということは、未婚者は出産しないということを前提にしているのかとか、「婚姻率は全国一位」、では、婚姻と人口はどう関係するのかということとか、「有配偶出生率」、無配偶出生率の問題はどうでもいいのかというような話を言っていくと、何か変な議論に入っていく、「外国人人口の増加」は出生を含むのかとか、いろいろなことが出てきます。税制の議論でここまで踏み込むのは非常に危険というか、皆さんがそこまで覚悟しているならいいのですが、私は全くその覚悟がないということで、これは書かない方が無難ではないか。去年の調査会でもやめた方がいいのではないかとこの記憶があるのですが、また出てきているということで、書かなくてもいいし、ない方がいいのではないかとこの率直な印象です。

ただ、東京都は婚活アプリとか言っていますから、東京都が政策的に、結婚しない人は子供を産んではいけないと思っているのかどうか知りませんが、そこにまで調査会として同調する必要はないのではないかなと思いますので、やめた方がいいのではないかと。要するに、結婚していない人はいけないみたいなニュアンスで受け取られかねないので、やめた方がいいのではないかなというのが一点です。税制本体にはあまり影響しない話ですが、コメントの一つ目です。

もう一つ、コメントというより教えていただきたいのですが、27ページで、年末調整をすると、従業員は家族構成とか保険加入の個人情報を提供するのですが、これをしないことは法的にできるのか。事業主は求めるということはあると思うのですが、これはデフォルトで決まっているわけではなくて、オプトインだと思うのです。従業員側から出さなければ確定申告で出せばいいだけです。プライバシーを守りたかったら出さなければいいだけではないかとなると、別に年末調整が不要になったからといってプライバシーを保護に資するのではない。今でもプライバシー保護はできるが、皆さん、漫然とただ会社に個人情報をばらしているだけです。自分の意思なのか、自動的にばらしているのか知りませんが、そのような慣習があるというだけではないかという気がするのです。もしそうだとするならば、この表現は正しくない。そのようにみんなが流されていて、企業の方に家庭状況を自白しているという実態はある。それをやめると言ってもどうせやめられないから、パターン的に年末調整をやめてあげれば個人情報を保護してあげますよという話になるのかもしれませんが、どうなのかな。

これは、扶養の話で家族の個人番号まで出さなければいけないのですよね。これは最大の特定個人情報で、それ以外にも収入の関係とかがあると思うので、ここは事実関係をよく知らないので事務局に教えていただければと思います。

以上二点です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

二点目は、年末調整をやると、家族関係から、家族のそれぞれの収入の状況を含めて相当詳細に報告させられるので、個人情報の開示なくしては年末調整が難しい点についての言及ですが、金井委員がおっしゃった点はありますよね。ここは後で、会長及び事務局からも少し御回答をいただきたいと思います。

前半の「結婚主義」と一言で金井委員がおっしゃった点は、対応をどうするかということを決めなければいけませんので、委員の皆様の中で、金井委員が御指摘された一個目、ここまで踏み込んで書くべきですかという点について意見分布を知れたらいいなと思ったのですが、何か御意見はありませんか。

都としての立場というのはあると思うのですが、あえて結婚主義に踏み込んでいるかどうかということではなくて、むしろ、東京はブラックホールだと言われていることについての反論をしたいというところからの正確な記述をしていこうとしてああいうふうに書いたということになるのですが、金井委員の御指摘は結婚主義に相当片足を突っ込んだ記述になっていないかと。金井委員は、私はそこまで踏み込むのは慎重であるべきだと思いますという御視点だと思いますね。

委員の皆さん、もしここにコメントがあれば、検討に当たって参考にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 ありがとうございます。

金井委員の御指摘の点は、確かに昨年も若干問題になっていた点かと記憶してございます。結果的に今年も書かれているのですが、私も個人的には、前書きというか、前振りの部分であるのみで、実質的に内容に直接関わるものや、今年度のまとめの内容、あるいは特にポイントとは関係ないので、恐らく頭出し的に書いているのだと思うのですが、私は少子高齢化の特に人口構成についてはいろいろと事前に申し上げたので、いろいろ直していただいて簡素化していただいているので、ここも可能であればさらっと事実関係だけでいいのかなという気がいたします。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 私も金井委員の意見に賛成です。婚姻率とか有配偶出生率を強調するように見えてしまうので、やはり誤解を与えるのではないかなと思ひまして、ここをもう少し注意して記載していただきたいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この点で、ほかはいかがですか。

正確を期して統計的な数字を挙げて論拠を示して、決して東京はブラックホールではないということを示していく関係上、ああいう形で記述をしたところであるのですが、確かに金井委員の御指摘は去年も含めて、私もなるほど、そのような問題があるなと思ひましたし、また今日、複数の委員から金井委員の御指摘を基本的にサポートする方向での御発言もありましたので、そこは踏まえなければいけないなと個人的に思ひました。

会長及び事務局からも、金井委員の二点目の指摘、例のプライバシー保護の点も含めてリプライいただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず、会長、お願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。

2ページの記述は、東京都がほかの道府県もしくは国に対して反論するためにいろいろな資料を挙げて主張されているということで、その資料といいますか、根拠に関することをここに挙げるという形でここで提案し

ておりますが、ただいまの御意見では、そこまで詳しくやらなくてもいいのではないかというお話もございました。これはどこまで簡単にできるのかということについて検討させていただければと思っております。

それから、金井委員の二点目の27ページの方は、年末調整に個人情報を出しているのは、それは納税者が勝手に出しているものであり、別に必要があるわけではないだろうという御指摘かと思えます。ただし、実態として各職場においてそのようなことが行われている例が非常に多いというのも事実ですので、必要という言葉に問題があるとするれば、その表現を、実態がそうなっているとか、そのようなことが問題なのだと言う方が正確な表現であれば、そのような形で工夫させていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局からも補足はございますか。

【柳澤税制調査課長】 事務局といたしましては、ここを載せた趣旨は、東京都としての立場になってしまうのですが、人口減少の話について動画も作成して、推しているところがありますので、そういった趣旨でこのところを記載させていただければなというところでございます。

以上でございます。

【筒井税制調査担当部長】 データの出し方ですが、一つ目のポツで未婚女性の流入の話をし、二つ目のポツで婚姻率と有配偶出生率を出しています。未婚女性の進学や就職という、現状、徐々に晩婚化等が進んでいる中で、比較的結婚や出産を意識しないであろう年齢の人たちが多く入ってきていて、結婚や出産を意識する年齢のところではどうかという、婚姻率も有配偶出生率も高いという、流れなのかなと捉えていました。

先ほどあったように、東京都は、人口減少・少子化に触れるときに力を入れて言ってきており、事務局としては丁寧に書かせていただいております。

【諸富小委員長】 小林委員、よろしくお願ひします。

【小林委員】 今の金井委員とかがおっしゃった議論の趣旨とは少し違い、今の事務局の説明を聞いていて改めて思ったのですが、この「都の婚姻率は全国一位」だと言うときに、文脈上、結婚可能な年齢の人たちの婚姻率は高いという意味でこれを載せているということだったわけですが、この婚姻率というのは人口当たりの年間婚姻件数ですので、おっしゃった趣旨と違ってくるのではないかなと思うのです。

これは東京都が高いのは、結婚適齢期に相当する人の割合が高いからではないか、そこも本当はきちんと精査が必要かもしれませんが、そうなのではないかなと思っているのです。そうすると、実はブラックホール論に直結するようなエビデンスにもなってしまうので、このデータをこういう形で載せるのが本当に適切なエビデンスの使い方になっているのかは疑問があるのですが、その点はいかがですか。

【筒井税制調査担当部長】 今の部分の解釈についてですが、婚姻年齢に達しているような方たちは婚姻率が高い、それとともに、未婚女性がそれとは別のところで入ってきているので合計特殊出生率が低いという関係で、両方のことは両立するのではないかなと思うのです。

【小林委員】 この婚姻率というのは人口全体でしょう。年齢区分していないわけですよね。

【筒井税制調査担当部長】 住民1,000人当たりです。

【小林委員】 そうすると、話が変わってくるのではないですか。

【筒井税制調査担当部長】 そのような層の流入があっても、なお全体として婚姻率が高いとすると、対象層というか、婚姻を意識する層の婚姻率はより高いということではないでしょうか。

【諸富小委員長】 金井委員、どうぞ。

【金井委員】 つまり、小林委員がおっしゃっているのは、地方圏から若い女性を東京が吸い上げた挙げ句に、地方圏で結婚したかもしれない人が東京で結婚しているということの証明なのだから、ますます自分で墓穴を掘るようなことを言っているのではないですかという御指摘ですか。

【小林委員】 その側面もありつつ、しかし、分母が住民全体になっているので、合計特殊出生率が低く出る要因としての説明にはならないということですね。

【筒井税制調査担当部長】 合計特殊出生率の説明とは離れて、東京は東京で少子化対策を展開し、結婚や出産の状況については、全国と比較しても結果が出ていますというコメントだと思うのです。

【小林委員】 有配偶出生率についてはいいのですよ。有配偶出生率がいいのだが、婚姻率は分母が全人口なのだから、結婚しそうな年齢の人たちの中で結婚している人が多いということのエビデンスにはならないでしょうということです。伝わらないですかね。

【筒井税制調査担当部長】 非常に高齢化した地域があって、結婚年齢層でない人たちが多いところと比べればそういったことはあるのかなとは思いますが。

【小林委員】 東京都は高齢化率が全国で恐らくもっとも低くて、若者の割合が多いわけですね。それだけで婚姻率が全国平均より高く出ることになるわけですね。それを反映してしまっているだけの可能性があるわけですね。別に非常に高齢化したところと比較するというのではなくて、それも含めて、うがった見方をされる可能性があるということも含めると、婚姻率が高いということは私も削除の方がいいのではないかなという気がしてきました。有配偶出生率だけで十分ではないかなと。あるいは、それを言うこと自体も誤解を生む可能性があるということであれば、また考えてもらえばいいのかなと思います。あとはお任せします。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

御指摘いただいた点は受け止めたいと思います。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 別の論点なのですが、今の小林委員がおっしゃっているところではありませんので、その議論が終わってからで結構でございます。

【諸富小委員長】 小林委員の御指摘について、追加の意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 ありがとうございます。

今の御指摘は確かに重要で、大事なことは、少子化・人口減少が必ずしも東京は言われているほどではないよということを言いたい、適切なエビデンスであるよと言いたいと読めますので、だとすると、適切なエビデンスとは言えないものが残っているのは違和感がありますので、有配偶出生率は全国平均を上回っているというのは正しい話ですし、エビデンスになっているので、それだけでいいのかなという気はいたしました。

いずれにしても、もともと金井委員が御指摘のように、少子化・人口減少は東京の問題と一般的に言われているコンベンショナルウィズダムと実態が違うよということを強調するための幾つかの黒ボツなのですが、ここまで丁寧にここだけ議論しているのは、確かに全体のバランスから言うと非常に違和感がありますので、簡素化すると同時に、無理にいろいろなデータをここに押し込まなくてもいいのかなという気はいたしました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この点については大体よろしいですかね。

いろいろと意見、コメントをいただきましてありがとうございます。

小林委員の御指摘をめぐる意見は一旦ここまでにして、阿部委員、別論点で構いませんので、どうぞ。

【阿部委員】 ありがとうございます。

75ページの「政策支援税制の精査」のところですが、例えば地方税法の租税特別措置法において整理・合理化しようといった法令が具体的に明確になっているのかについてお聞きしたいと思っております。

国税については、租税特別措置法に関する適用件数が公表されているようですが、その点で、地方税法についても租税特別措置法の適用件数が明確になっていて、整理してもよいのではないかといった法律があるのかについて教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

たしか民主党政権下で成立した法律だったと思います。あの法律のおかげで、どこでどれだけの租特のタックスエクスペンディチャーが支払われているかということに関する係数が出てくるようになりましたね。本当はあれをベースに毎年きちんとレビューして整理・統合していくというのが趣旨だったのですが、整理・統合は行われず、ただ、データだけが毎年出ていっているという状態でありますよね。いずれにしても、地方税についてはそのようなものがあるのかということですよ。

事務局、御存じですか。私は知らないのですが、会長、御存じですか。

事務局、お願いします。

【柳澤税制調査課長】 事務局としては、その点はデータも含めて今お答えできる状況ではないというところですよ。お答えできなくて申し訳ございません。

【諸富小委員長】 もし、この後、お調べいただければ分かるようであれば、阿部委員に御回答いただき、私も興味があるのでよろしければシェアしていただきたいなと思います。確かにそうですね。地方レベルでこういう租特的なことをやっているの、それに関して情報収集が行われてデータベース化されているか。やるとすると総務省ですよ。総務省がやっているのかな。聞いたことはないですね。十分なお答えができず、申し訳ございません。

【阿部委員】 ありがとうございます。

租税特別措置法のなかでも役割を終えているため、更新しないなど、見直しをしていくという方向性が示されているものと理解いたしました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今後の日程について事務局から後で説明があるのですが、いよいよ取りまとめに向けていきますので、言っただけなのは今日が最後かなという感じですが、大丈夫ですか。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 少し細かいところで、79ページの「納税証明書発行事務」のところですが、2ポツの証明書を入手するために「郵送による送付を依頼し」というところで、注記がありますよね。「電子申請による受付を開始している」と。都の方でも電子申請を推進しているの、ここのところで「郵送による送付」という書きぶりではなくて、電子申請を開始しているが、結局、納税証明書が国税の場合はe-Taxで送ると電子できちんと戻ってくるのに、都の場合は紙で郵送というところが国税と比べて遅れているところなので、申請は開始しているが、更に行政機関に提出する必要があるので手間がかかって、そういったものはバックオフィス連携をする必要があるというような形にした方が、都としては電子申請を進めているのに、「郵送による送付」という文言というのはよくないのではないかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、皆様、これで一通り言いたいことは言っていたと思います。完全に回答し切れなくて、こちらで会長とともに引き取って検討させていただく部分も含めて、一旦引き取らせていただけて検討したいと思えます。

本日は真摯な議論をいただきまして、本当にありがとうございました。皆さんの意見については、改めて案文

修正の検討を行わせていただきます。修正については、池上会長と私に御一任いただくことでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様に御了承いただきましたので、必要な修正を行った上で、報告案として今度は総会に諮ることになります。小委員会としてはこれで閉じるということですね。

最後に、事務局からの今後の日程等の説明をお願いいたします。

【柳澤税制調査課長】 報告の取りまとめに向けて、今月総会を2回開催したいと存じます。第2回総会は10月24日木曜日、16時45分から、第3回総会は10月30日水曜日、17時30分から開催させていただきます。

なお、本日の議事録は、報告を公表した後、ホームページにて公表いたします。よろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題はこれで終了いたします。

本日は、お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、令和6年度「東京都税制調査会」第5回小委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —